

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度市民参加型アイヌアートモニュメント制作業務
発 注 課	市民文化局市民生活部アイヌ施策課
選 定 事 業 者	札幌アイヌ協会（会長 結城 幸司）
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、「令和6年度市民参加型アイヌアートモニュメント設置事業」のうち、講師と市民によるアイヌ文様のタペストリーの共同制作を行うものである。 業務の実施にあたっては、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解していることに加え、アイヌ文化に関する専門的な知識・技術を有する講師を十分に確保することができる組織体制を持ち、また、タペストリーのデザイン制作や市民との共同制作等の業務を円滑に実施するためのノウハウを有している必要がある。 これらの条件を満たし適切に業務を履行できるのは、必要なノウハウ及び組織体制を有している札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、平成28年度以降継続して当該業務を受託し、誠実に遂行している（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号